

福祉系高校修学資金貸付の要点

(補足資料 令和4年度版)

- 1 この貸付は、福岡県内の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としています。
- 2 貸付対象者は、福祉系高校を卒業し1年以内に介護福祉士の資格の登録を行い、かつ卒業後に県内で介護職員等として従事する意思のある生徒となります。
- 3 貸付対象経費は、入学金及び授業料を除いた修学に係る費用となります(概要資料参照。生活費補填は不可。貸付利子は無利子)。
なお、高校生等奨学給付金等、他制度を利用してもなお自己負担が生じる場合は、自己負担額の範囲内で貸付申請いただくことが可能です。
※貸付にあたっては審査があります。
※貸付金は、借受人(生徒)名義の口座に送金します。
- 4 貸付を受けた方(借受人)が、卒業から1年以内に介護福祉士の資格の登録を行い、県内の介護事業所・施設において、介護職員として従事し、かつ、介護福祉士登録日と介護職員等に従事した日のいずれか遅い日の属する月から3年間継続して介護職員等として従事(週20時間以上の従事を想定。雇用形態は問わない)した場合、貸付金の返還が全額免除されます。それまでの間は、返還が猶予されます。猶予期間中は、年1回、本会に現況届(在職証明書)等の提出が必要です。
なお、返還猶予を行うためには、卒業した翌月に借受人から県社協に申請する必要があります。返還免除を行うためには、3年間継続して従事した際に借受人から県社協に申請する必要があります。
- 5 福祉系高校を卒業した翌年に、大学や専門学校等に進学した借受人については、当該校の卒業後、県内の介護事業所・施設で介護職員等として従事する意思があれば、当該校の卒業まで返還が猶予されます(福祉系高校を卒業した翌月に、返還猶予申請が必要です)。
なお、当該校の卒業後は、「4」の取り扱いとなります。
- 6 「4」において、県内の介護事業所・施設で介護職員等として従事しない場合であっても、県内の児童分野・障がい福祉分野等で介護福祉士として介護業務に従事した場合は、「4」と同様の取り扱いとなります。
なお、この場合「福祉系高校修学資金」から、同一の貸付規程で実施する「福祉系高校修学資金返還充当資金」へ貸付額の移行を行います。この移行については、貸付申請時に

事前に同意をいただくこととしますので、あらためて借受人との契約変更手続きは生じません。

- 7 卒業年度に、介護福祉士の国家試験が不合格であった借受人については、翌年度も受験する意思があれば、翌年度末まで返還が猶予されます（卒業した翌月に、返還猶予申請が必要です）。
- 8 次の場合、貸付金を一括又は半年賦、月賦により、全額返還しなければいけません。
（返還事由が生じた翌月から、原則、貸付期間の2倍以内の返還となります。返還期限を過ぎた場合は、残金に対し年3%の延滞利子が日割りで発生します。）
 - ア 退学等により、貸付契約が解除されたとき
 - イ 卒業から1年以内に介護福祉士の資格を登録せず、又は県内で介護職員等の業務に従事しなかったとき ※「5」「6」「7」の場合を除く
 - ウ 県内において介護職員等の業務（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸し付けを受けた者にあつては充当資金返還免除対象業務）に従事する意思がなくなったとき
 - エ 退職等により、返還猶予の事由に該当しなくなったとき
※退職した翌月に介護職員等の業務（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸し付けを受けた者にあつては充当資金返還免除対象業務）に再就職した場合を除く（審査あり）
 - オ その他、貸付規程の違反があつた場合
※長期にわたり書類が提出されない場合は、一括返還となる可能性があります
- 9 貸付後は、「提出書類一覧表」をご確認のうえ、所定の手続きを行ってください。